

保険税を納めましょう！

国保だより

住民課住民グループ（国保担当）

国保は、みなさんがお医者さんにかかった時に支払う一部負担金、国などの補助金、そしてみなさんが納める保険税により運営されています。保険税は、その年度の医療費の総額を推計し、国等の補助金などを差し引いた額を保険税として各世帯に割り当てます。保険税は、みなさんの医療費にあてられる貴重な財源ですので納期内に納めましょう。

●保険税の割り当て

保険税の総額を次の4項目に割り振り、それらを組み合わせて一世帯あたりの年間保険税が決まります。

*医療保険分

所得割	加入者の所得に応じて算定
資産割	加入者の資産に応じて算定
均等割	加入者数に応じて算定
平等割	一世帯当りいくらとして算定

*介護保険分

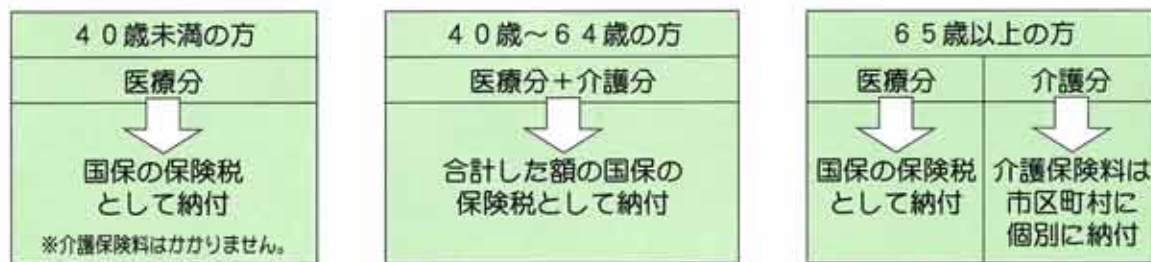
所得割	第2号被保険者の所得に応じて算定
資産割	第2号被保険者の資産に応じて算定
均等割	第2号被保険者の人数に応じて算定
平等割	第2号被保険者のいる世帯当りいくらとして算定

●保険税を納める方は？

保険税を納める方は、各世帯の世帯主になります。世帯主がサラリーマンなどで国保に加入していなくても、家族の中に国保加入者がいれば、その加入者の保険税は原則として世帯主が納めます。

●保険税の納め方は？

決定した年間保険税を、市区町村が定める納期までに納めます。（平田村の場合、7月～翌年2月までの8回）介護保険の導入で、40歳～65歳未満の方（介護保険の第2号被保険者）は、医療分と介護分を一括して国保の保険税として納めます。



※年度途中で40歳になったときは、40歳になる月（1日生まれの方はその前月）分から介護分がかかります。

※年度途中で65歳になったときは、65歳になる前月（1日生まれの方はその前々月）までの介護分を年度末までの納期に按分して国保税として納めます。

●いつから納めるの？

保険税は、国保に加入する資格が発生した月の分から納めることになります。届出をした日ではありませんので、注意しましょう。

●加入届出が遅れたときの保険税は？

国保の資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることになります。（遡及賦課）
※遡及賦課とは、加入資格が発生したときまで過去へさかのぼり課税すること。

●年度の途中で国保に加入したとき・やめたときの保険税

年度の途中で国保に加入したり、やめた場合は月割りで計算し、市区町村が定める納期までに納めます。（保険税は4月～翌年3月までの年度ごとに計算されます。）

年度の途中で国保に加入した場合

加入した月の分から保険税を納めます。

※例えば10月に国保に加入した場合

国保に加入

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

年間保険税の12分の6を納めます。

年度の途中で国保をやめた場合

やめた月の前月分までの保険税を納めます。

※例えば11月に国保をやめた場合

国保をやめた

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

年間保険税の12分の7を納めます。

国から地方へ

平成19年から税源移譲によって

あなたの住民税が変わります。

都・道・府・県民税 市・区・町・村民税

各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、みなさんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。

Q どうして変わるの？

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえません。このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。

Q どう変わるの？

A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。（応益原則の明確化。）これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。（税源の偏在度の縮小。）

※この改正は、平成19年度6月徴収分から適用されます。

Q 税負担は増える？減る？

A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税（＝所得税）の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。

平田村役場税務課
電話 55-3113